

町税の滞納処分を強化しています

町税は、定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。納税が遅れると、納期限までに納めた方との公平性を保つため、次の滞納処分があります。

●滞納すると

- ・延滞金が発生します。
- ・財産（給与・預貯金・不動産等）の差押え・公売などの強制処分を受けることとなります。

- ・町のような補助制度を受けられない場合があります。
- ・国民健康保険の加入者は、被保険者証のかわりに「資格証明書」が発行され、医療機関の窓口でいったん医療費の全額を自己負担していただくことがあります。

●延滞金

滞納税額を計算の基礎として、納期限の翌日から納付する日までの日数に応じ計算します。

延滞金の率は年により異なり、平成28年は納期限の翌日から1ヶ月を過ぎるまでの期間は年2・8%、それ以後は年9・1%の割合で課されます。

うっかり忘れてしまっただけでも、納期限に間に合わなければ延滞金は課されますので、ご注意ください。

●滞納処分までの流れ

①督促

税金を納期限までに納めない、地方税法に基づき督促状を発送します。

法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「財産を差し押さえなければならぬ」と定められています。事前予告や本人の同意は必要ありません。

②催告

督促状の送付後も納付がないと、催告書を送付したり、電話でお知らせしたりする場合があります。

③財産調査

督促・催告でも納税しない場合、法律に基づき滞納者の財産を調査します。

官公署・勤務先・金融機関・取引先等に、給与・預貯金・生命保険・還付金等を照会します。滞納者へ事前に了承を得ずに行うことができません。

④財産差押え

滞納者や財産の利害関係者へ『差押通知書』を送付します。滞納税額と延滞金を完納すると、差押えは解除されます。

⑤換価処分・充当

差押えのあとも特別な理由もなく滞納が続く場合は、滞納者の意思にかかわらず、債権の取立てや公売等で差し押さえた財産を換価し、町税へ充てます。

平成27年度差押え件数	
預貯金	175件
生命保険	24件
給与	12件
還付金	15件
合計	226件

※2月末現在

●納税相談

災害や病気などで納税が困難なとき、1年間を限度に納期限を延ばしたり、分割納付したりするなどの猶予制度がありますので、納期限内に納税できない事情がある方は、お早めにご相談ください。

納税相談日

平日

午前8時30分～午後5時15分

休日

毎月第2・4日曜日
午前9時～正午

持参するもの

- ・収支の状況がわかる書類（直近3ヶ月程度の収入・支出の明細等）
- ・印かん

●納期限を守りましょう

滞納処分として財産調査や差押えをされてしまうと、社会的信用を失うことにもなりかねません。

納期限を確認し、納期限内の納税を心がけましょう。

問 納税課 納付対策班

☎(84) 1212

4月から電力の小売全面自由化が始まる

消費生活 なび NO.72

4月から電力の小売全面自由化が始まります。

「電力会社を変えると新たに電線を引かなくてはならない」、「契約した会社が倒産したら電気は止まってしまう」、また「料金が安くなる」、「ポイントで還元される」などと勧誘されたときは、条件や契約期間、解約時の違約金などの情報を収集し、よく確認しましょう。



問消費生活相談室 ☎84-1233

※お掛け間違いのないようお願いします。